

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 1 0 日

各都道府県日本語教育主管課御中

文化庁国語課

地方公共団体における日本語教育に関する基本的な方針の策定について

日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針については、令和元年に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」において、その地域の実情に応じ、地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした、基本的な方針を定めるよう努めることとされています。

都道府県・政令指定都市においては、令和 4 年 1 月時点で、16 地方公共団体が日本語教育に関する基本方針を策定されています。こうした地方公共団体の中には、日本語教育に関連する分野の計画の中で位置付けるなど、柔軟な取組をされている団体もあります。こうした各地方公共団体の取組の現状を踏まえ、この度、令和 4 年 11 月 29 日の文化審議会国語分科会が取りまとめた「地域における日本語教育の在り方について（報告）」では、地方公共団体が基本的な方針や計画を作成する際の観点が明確化されました。また、各地方公共団体の基本的な方針の策定事例や各地方公共団体の実情に応じた対応や国、都道府県、市区町村の役割等を紹介していますので、お知らせします（別紙 1 参照）。

このことについては、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）においても、基本方針の策定については、地方公共団体の判断により柔軟な対応が可能であることを地方公共団体に対して周知するよう求められていたものです（別紙 2 参照）。

都道府県日本語教育主管課におかれては、必要に応じて、域内の市区町村（政令指定都市を含む）日本語教育主管課に対し、取組の参考となるよう、周知をしていただきますようお願いいたします。

（参考情報）

○ 地域における日本語教育の在り方について（報告）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93798801_01.pdf

【本件担当】

文化庁国語課日本語教育企画係

電話：03-5253-4111 内線2840

E-mail：nihongo@mext.go.jp

地域における日本語教育の在り方について（報告）
（令和4年11月29日文化審議会国語分科会）（抜粋）

3. 地域における日本語教育の基本的な考え方

（1）地域における日本語教育施策の方向性について

①地方公共団体における日本語教育に関する基本的な方針の策定

○ 日本語教育に関する基本的な方針や計画を作成する際の観点としては主に以下のようなポイントが挙げられる。

- ・ 域内の外国人住民の状況・日本語教育の現状・課題等（※）
- ・ 日本語教育の推進の基本的な方向
- ・ 日本語教育の推進の内容に関する事項
- ・ ・ ・ 目的、地方公共団体の責務、事業主の責務、役割分担等
- ・ ・ ・ 対象及び施策内容（外国人等である幼児・児童・生徒等、就労者等、地域における日本語教育等）、住民の理解と関心の増進、日本語教育に携わる人材の育成、情報提供及び地域のニーズ、外国人の個々のニーズ把握等
- ・ 推進体制、連携（※）
- ・ 基本的な方針・計画の見直し（※）

（※）類似の方針・計画に盛り込む場合には、重複を考慮し省略することができる。

また、類似の方針・計画などに当該内容を盛り込む場合は、日本語教育に関する基本的な方針の要素を含む旨を明記することが望ましい。

○ 日本語教育の推進に関する基本方針を策定する際には、各自治体が地域ごとの実情に応じて、次のような柔軟な対応をとることが考えられる。

- ・ 「多文化共生の推進に係る指針・計画」等、総合的な関連する計画と一体的に整備する。または、改定時に日本語教育に関する事項を新たに追記する。
- ・ 都道府県と市区町村、あるいは複数の市区町村が連携・協力し、一つの方針を策定する。
- ・ 都道府県において、市区町村の実情も踏まえた域内における地域の方針を定め、市区町村がこれに基づいて施策を実施する。
- ・ 既に類似の方針を策定しており、日本語教育の推進に関する記載が含まれる場合、当該方針をもって代えることができるものとする。また、日本語教育推進に関する記載が複数の方針等に含まれる場合は複数の方針をもって代えることができる。

(2) 地域における日本語教育の実施主体

① 地方公共団体の役割

1. 国（文化庁）が担う役割

- 文化審議会国語分科会が「日本語教育の参照枠」「地域における日本語教育の在り方について（報告）」等（以下、「指針」という。）で示した内容・方法を普及すること。
- 地域に日本語教室が開設されていないという状況や、日本語教室は開設されていてもその内容が地域の外国人のニーズに合わない等の状況を改善し、学習者のニーズに応えることができるよう、地域における日本語学習の環境整備や、日本語教育機関、外国人を雇用する事業主、日本語教育を実施する団体等の関係機関と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備のため財政支援、ノウハウや情報交換の機会の提供を行うこと。
- 地域の日本語教育を推進する中核となる人材を育成すること。
- 指針として文化審議会国語分科会が示した内容・方法に基づき、地域の日本語教育の指導者に適切に指導助言できる地域日本語教育コーディネーターや研修講師育成の体制を整備すること。
- 日本語教育施策の基礎として、日本語教育に関する政策を検討する際の基礎となる実態調査、全国の動向の把握、専門的調査を実施し、その成果を発信すること。
- 日本語教育施策の重要性・必要性について、日本語教育関係者のみならず、国民一般の理解を得ることも視野に入れた広報・周知を図ること。

2. 都道府県が担う役割

- 日本語教育の司令塔となる機能を整備し、地域の実情に応じた域内の体制整備を行うこと。
- 指針として文化審議会国語分科会が示した内容・方法を参考にそれぞれの実情に応じて域内の日本語教育の内容・方法を検討・調整すること。
- 域内において、市町村の日本語教育担当者や指導者等の研修を行うこと。
- 学習者の背景・ニーズや教室数・日本語教育人材数等、域内の日本語教育に関する実態把握を行うこと、域内関係者の連絡会議を開催すること、域内の他事業との連携協力や活動内容の広報を行うこと。
- 広域行政の観点から、関係機関と連携して域内の日本語学習環境の整備を行うこと。

なお、政令指定都市については、「3. 市町村が担うと考えられる役割」に加え、都道府県に準じて、これらの役割を果たすことが期待される。

3. 市区町村が担う役割

- 都道府県が検討・調整した日本語教育の内容・方法を、現場の実情に沿って具体的に編成・実施すること。
- 地域日本語教育コーディネーター等を活用するなどして、日本語学習支援者を養成すること。
- 都道府県、近隣市町村、関係機関と連携して日本語教室の設置・運営（学習者のニーズの把握、教室における活動内容の広報等を含む。）や日本語教育を実施する団体等の活動に対する支援を行う等、日本語学習環境の整備を行うこと。
- 新たに事業を実施するに当たって、外国人のニーズの把握や地域住民の理解を得ること。
- 学習者及び日本語教育人材からの相談に応ずること、域内外の日本語教育人材・情報リソース（資源）を活用すること。

令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針
(令和 4 年 12 月 20 日閣議決定) (抜粋)

(18) 日本語教育の推進に関する法律 (令元法 48)

日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針 (11 条) については、以下のとおりとする。[再掲]

- ・地方公共団体の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること (都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。) 及び都道府県が市区町村の実情を踏まえ区域内における地域の方針を定めた場合に、市区町村は個別の方針を策定することなく都道府県の方針に基づき施策を実施することで対応が可能であることを、地方公共団体に令和 4 年度中に通知する。
- ・地方公共団体における当該方針に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、おおむね 5 年ごとに検討を加えるとしている日本語教育の推進に関する国の基本的な方針 (10 条 1 項) の次回の見直しまでに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
(関係府省：外務省)